

神戸道場町太陽光発電所建設事業

事後調査計画書

令和 4 年 11 月

熊本鉄構株式会社

## 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

### 1.1 事業者の名称等

事業者の名称：熊本鉄構株式会社

代表者の氏名：代表取締役 荒瀬 雅之

### 1.2 主たる事務所の所在地

熊本県宇城市松橋町古保山2715番地 7号

## 第2章 対象事業の名称、規模及び目的その他対象事業の内容

### 2.1 対象事業の名称

神戸道場町太陽光発電所建設事業

### 2.2 対象事業の規模

敷地面積：405, 425m<sup>2</sup>

開発面積(改変面積)：185, 485～199, 788m<sup>2</sup>

発電出力：高圧 約12MW

### 2.3 対象事業の目的

本事業は、神戸市北区道場町において太陽光発電設備を建設することにより、周辺地域へのCO<sub>2</sub>排出を抑えたクリーンで安定した電力を長期にわたり供給することを目的としている。

2014年4月に政府より発表された「エネルギー基本計画」では、2030年の発電電力量のうち再生可能エネルギー等の割合を22～24%とする方針が打ち出されている。(2016年度推計は15%)

また、「環境貢献都市 KOBE」の実現を掲げている神戸市においては、再生可能エネルギーや次世代エネルギーの利用拡大を目指した取り組みが進められている。

本事業を実施することで政府目標であるエネルギー基本計画の実現及び「環境貢献都市 KOBE」の実現に貢献するものと考えている。

### 2.4 対象事業の内容

#### 2.4.1 種類

太陽光発電所の建設

#### 2.4.2 位置

神戸市北区道場町生野字ロクゴ、塩田字東山上、平田字片山

(広域図は図 1、詳細図は図 2 に示す。)

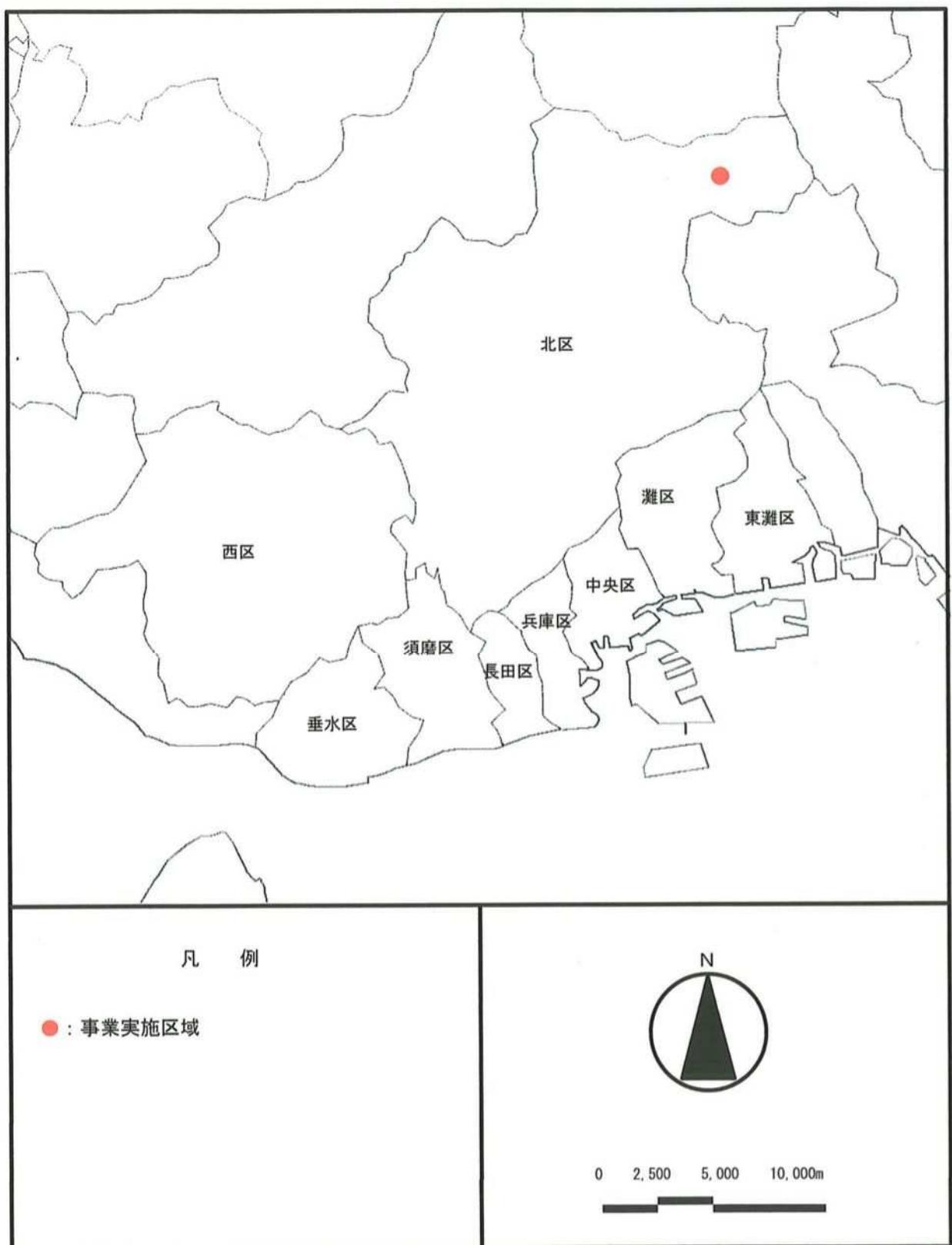
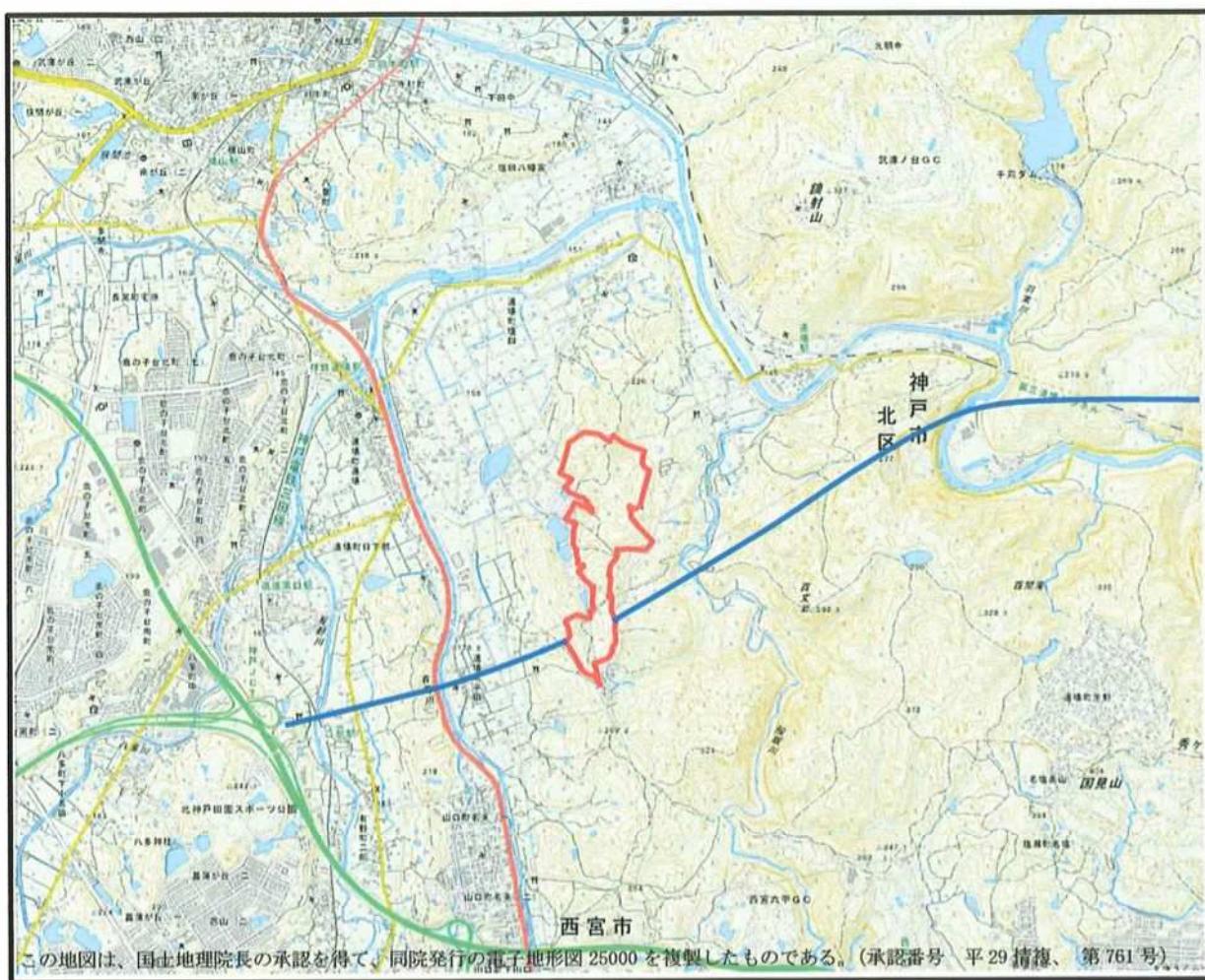


図 1 事業実施区域の広域位置



#### 凡 例

- : 事業実施区域
- : 新名神高速道路

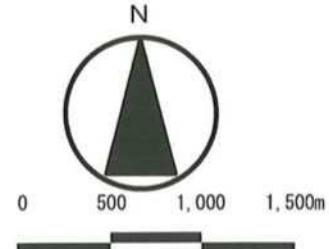


図 2 事業実施区域の詳細位置

### 2.4.3 工事計画

#### (1) 工事着手予定年月及び工事完了予定年月

工事着手予定：令和4年11月

工事完了予定：令和6年3月

#### (2) 工事工程

本事業の工事工程は、表1に示すとおりである。

表1 工事工程

工種	2022		2023												2024		
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
<b>第1工区</b>																	
準備工	■	■															
伐採工		■	■	■	■												
防災工			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■					
調整池工			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■					
擁壁工			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■					
土工事						■	■	■	■	■	■	■					
道路工事							■	■	■	■	■	■					
排水工事								■	■	■	■	■					
汎用工・植栽工									■	■	■	■					
<b>第2工区</b>																	
準備工	■	■															
伐採工		■	■	■	■												
防災工			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■					
調整池工						■	■	■	■	■	■	■					
擁壁工							■	■	■	■	■	■					
土工事								■	■	■	■	■					
道路工事								■	■	■	■	■					
排水工事									■	■	■	■					
汎用工・植栽工										■	■	■					
<b>設備工事</b>																	
基礎架台設置工								■	■	■	■	■					
パネル敷設工									■	■	■	■					
電気工事										■	■	■					
特高変電工事											■	■					

#### (3) 工事内容

工事は、土地の造成工事、架台設置工事、パネル設置工事、系統連系工事である。

工事の内容を表2に示す。

表2 工事内容

工事種別	作業内容	主な建設機械
土地の造成工事	掘削、土砂運搬、転圧、吹付け	ブルドーザー、バックホウ
架台設置工事	基礎・架台等施設の設置	バックホウ、クローラーダンプ
パネル設置工事	パネル等施設の設置	バックホウ、クローラーダンプ
系統連系工事	電気配線等の敷設	バックホウ、クローラーダンプ

#### (4) 作業時間帯

8:00～12:00、13:00～17:00

### 2.4.4 供用計画

供用開始予定：令和6年4月

#### 2.4.5 環境に影響を及ぼす行為等と環境要素との関連

環境に影響を及ぼす行為等と環境要素との関連を表3に示す。

表3 環境に影響を及ぼす行為等と環境要素との関連

環境要素の区分	行為等の区分 細区分	工事中		供用後	
		土工事・建設工事等	工事関係車両の走行	施設の存在	施設の稼働
大気質	二酸化窒素( $\text{NO}_2$ )		○		
	浮遊粒子状物質(SPM)		○		
	粉じん(降下ばいじん)	○			
騒音	建設作業騒音、道路交通騒音	○	○		
振動	建設作業振動、道路交通振動	○	○		
水質	浮遊物質量(SS)、pH	○		○	
地盤	地盤の安定性	○		○	
植物	植生・植物相	○		○	
動物	動物相	○		○	
景観	景観構成要素、可視特性			○	
廃棄物等	建設廃材	○			
地球温暖化	温室効果ガス(二酸化炭素)				○
その他	パネルによる気象変化				○

## 2.4.6 環境保全の目標

環境保全の目標を表 4(1)～(2)に示す。

表 4(1) 環境保全の目標

環境要素の区分	行為等の区分	環境要素の細区分	環境保全の目標
大気質	土工事・建設工事等	粉じん (降下ばいじん)	環境を保全する上での降下ばいじん量は、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標値( $20t/km^2/月$ )と比較的高い地域の値( $10t/km^2/月$ )を参考に、建設機械の稼働による寄与を対象とするところから、これらの差の値( $10t/km^2/月$ )を環境保全の目標値とした。
	工事関係車両の走行	二酸化窒素( $NO_2$ ) 浮遊粒子状物質(SPM)	「環境基本法」(平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号)第 16 条の規定に基づく環境基準値を環境保全の目標値とした。 二酸化窒素( $NO_2$ )については、「1 時間値の 1 日平均値が $0.04ppm$ から $0.06ppm$ までのゾーン内又はそれ以下であること。(昭和 53 年 7 月 11 日告示)」 浮遊粒子状物質(SPM)については、「1 時間値の 1 日平均値が $0.10mg/m^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20mg/m^3$ 以下であること。(昭和 48 年 5 月 8 日告示)」
騒音	土工事・建設工事等	建設作業騒音	騒音規制法第 14 条及び第 15 条に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(厚建告 1、昭和 43 年 11 月)」に定められている規制基準値(85dB)を環境保全の目標値とした。
	工事関係車両の走行	道路交通騒音	「環境基本法」(平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号)第 16 条の規定に基づく環境基準値を環境保全の目標値とした。 市街化調整区域における騒音に係る環境基準値は「B 類型：昼間 55dB 以下」
振動	土工事・建設工事等	建設作業振動	振動規制法第 15 条に基づく振動規制法施行規則(総令 58、昭和 51 年 11 月)の第 11 条に定められる規制基準値(75dB)を環境保全の目標値とした。
	工事関係車両の走行	道路交通振動	振動規制法第 15 条に基づく振動規制法施行規則(総令 58、昭和 51 年 11 月)の第 12 条に定められる道路交通振動に係る要請限度値を環境保全の目標値とした。 市街化調整区域における道路交通振動に係る要請限度値は「第 1 種区域：昼間 65dB」

表 4(2) 環境保全の目標

環境要素の区分	行為等の区分	環境要素の細区分	環境保全の目標
水質	土工事・建設工事等	水の濁り	工事中及び供用後において、水の濁り及びpHにより下流水域の水質保全上の支障を及ぼさないことを環境保全の目標とした。
	施設の存在		
地盤	土工事・建設工事等	地盤の安定性	工事中及び供用後において、事業実施区域内の改変区域及びその周辺で地滑りがないことを環境保全の目標とした。
	施設の存在		
植物	土工事・建設工事等	植生・植物相	工事中及び供用後について、貴重種の生育適地への移植による保全対策が問題ないことを環境保全の目標とした。
	施設の存在		
動物	土工事・建設工事等	動物相	工事中及び供用後について、生息環境を可能な限り保全するとともに、その他の動物相に著しい影響を及ぼさないことを環境保全の目標とした。
	施設の存在		
景観	施設の存在	景観構成要素 可視特性	供用後、本施設の存在が眺望景観へ及ぼす影響について可能な限り回避・低減していることを環境保全の目標とした。
廃棄物等	土工事・建設工事等	建設廃材	工事中、建設廃材が適切に事業実施区域でリサイクル及び処分されていることを環境保全の目標とした。
地球温暖化	施設の稼働	温室効果ガス (二酸化炭素)	施設の稼働後、施設の適切な維持管理を行い、安定して電力を供給することにより、地球温暖化防止に貢献することを環境保全の目標とした。
その他	施設の稼働	パネルによる 気象変化	施設の稼働後、事業実施区域内の太陽光パネル近傍及び事業実施区域周辺の気象に著しい影響を及ぼさないことを環境保全の目標とした。

## 2.4.7 環境保全措置

### (1) 工事中の環境保全措置

工事にあたっては、沿線住民に対し工事内容の説明会を開催し、理解を求めるとともに、環境保全のため次の措置を講じることとする。

#### ① 大気質

- ・建設機械の稼働による大気質については、工程調整等により稼働を平準化し環境負荷を低減するなど、発生負荷量の抑制に努める。
- ・建設工事に伴う土砂等の飛散粉じんに対しては、飛散防止のための散水設備、工事用車両のシート覆い及び車両のタイヤに付着した泥土の除去等適切な措置を講じる。
- ・工事用車両については、運行経路等を十分検討し、車両の点検整備、走行速度の遊守等に配慮する。

#### ② 騒音

- ・造成工事における建設機械の稼働による騒音の発生については、低騒音型機械の採用、工程調整等により稼働を平準化し影響を低減するなど発生負荷量の抑制に努める
- ・工事用車両については、運行経路等を十分検討し、車両の点検整備、走行速度の遊守等に配慮する。  
また場内についての走行は徐行を徹底する。

道?

#### ③ 振動

- ・造成工事における建設機械の稼働による振動の発生については、低振動型機械の採用、工程調整等により稼働を平準化し影響を低減するなど発生負荷量の抑制に努める
- ・工事用車両については、運行経路等を十分検討し、車両の点検整備、走行速度の遊守等に配慮する。  
また場内についての走行は徐行を徹底する。

#### ④ 水質

- ・切土・盛土法面については可能な限り早期の緑化を実施し法面保護を行う。
- ・切土・盛土工事に伴う排出水に対しては沈砂池を設け、維持管理を十分に行うこととする。

#### ⑤ 地盤

- ・切土・盛土において速やかに浮土等を整形し表面を保護する。
- ・雨水による浸食が懸念される切土及び盛土法面の造成後速やかに法面緑化を実施し法面保護を行う。
- ・造成地盤に適切な雨水排水路を整備する。

#### ⑥ 植物・動物

- ・造成森林については在来種や郷土種(具体的にはナラやカシ)などの苗木植栽を実施し、周辺の植生と調和する植栽に努める。
- ・事業の計画上、影響が避けられない区域で重要な植物・動物が確認されている場所については、着工前にも現地確認し、可能な限り生育適地への個体の移植による保全対策を実施する。

#### ⑦ 廃棄物等

- ・工事にあたっては、伐採木は可能な限り資源化を行うとともに、土工量バランス(切盛土量)に配慮し、建設副産物(建設発生土等)の発生を抑制する。

## (2) 供用後の環境保全措置

### ① 水質

- ・事業実施区域には調整池を設け、堆積土砂の定期的除去など維持管理を十分に行うこととする。

### ② 地盤

- ・地形の特性及び造成範囲を考慮し、地盤の安定性を損なわない施設配置とする。

### ③ 植物・動物

- ・造成緑地、造成森林及び残置森林の維持管理を行う。

### ④ 景観

- ・施設の配置及びデザイン・色彩等の選定にあたっては、周辺景観との調和に努める。

### ⑤ 地球温暖化

- ・施設稼働による発電状態を監視するシステムを設置し年間を通して維持管理を行い、安定した電力供給を行う。

### ⑥ その他

- ・監視カメラや気温・風速・パネルの裏面温度・発電量とコンディションを監視するシステムを設置し、年間を通した点検管理体制の構築を行う。

### 第3章 工事中の事後調査計画の内容

工事中の事後調査計画の概要は表5に示すとおりである。

表5 工事中の事後調査計画の概要

環境要素	環境調査		施設調査
	調査項目	調査時期・頻度	
大気質	降下ばいじん	建設作業機械が最大稼働となる月 (1回/工事期間)	・建設作業機械の稼働状況 ・環境保全措置の実施状況
	・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 ・風向・風速	工事用車両の交通量が最大となる 月の2週間(1回/工事期間)	・工事用車両の交通量 ・環境保全措置の実施状況
騒音	建設作業騒音	建設作業騒音が最大となる時点 (1回/工事期間)	・建設作業機械の稼働状況 ・環境保全措置の実施状況
	道路交通騒音	工事用車両の交通量が最大となる時点 (1回/工事期間)	・工事用車両の交通量 ・環境保全措置の実施状況
振動	建設作業振動	建設作業騒音が最大となる時点 (1回/工事期間)	・建設作業機械の稼働状況 ・環境保全措置の実施状況
	道路交通振動	工事用車両の交通量が最大となる時点 (1回/工事期間)	・工事用車両の交通量 ・環境保全措置の実施状況
水質	水の濁り、pH	1回/3ヶ月	・環境保全措置の実施状況
地盤	地盤の安定性	工事最盛期(1回/工事期間)	・環境保全措置の実施状況
植物	植生・植物相	対象植物の適切な時期(1回/工事期間)	・環境保全措置の実施状況
動物	動物相	工事最盛期(1回/工事期間)	・環境保全措置の実施状況
廃棄物	建築廃材	—	・工事に伴う廃棄物の発生量 及び処理の状況 ・環境保全措置の実施状況

### 3.1 大気質

#### 3.1.1 環境調査

##### (1) 調査項目

降下ばいじん、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、風向・風速

##### (2) 調査方法

調査時期	建設作業機械が最大稼働となる1ヶ月間 (1回/工事期間)	工事用車両の交通量が最大となる2週間(1回/工事期間)
調査場所	図3に示す4地点(地点①～④)	図3に示す1地点(地点⑤)
調査方法	降下ばいじん：デポジットゲージ法	窒素酸化物：化学発光法 浮遊粒子状物質： $\beta$ 線吸収法 風向・風速：プロペラ型風向風速計

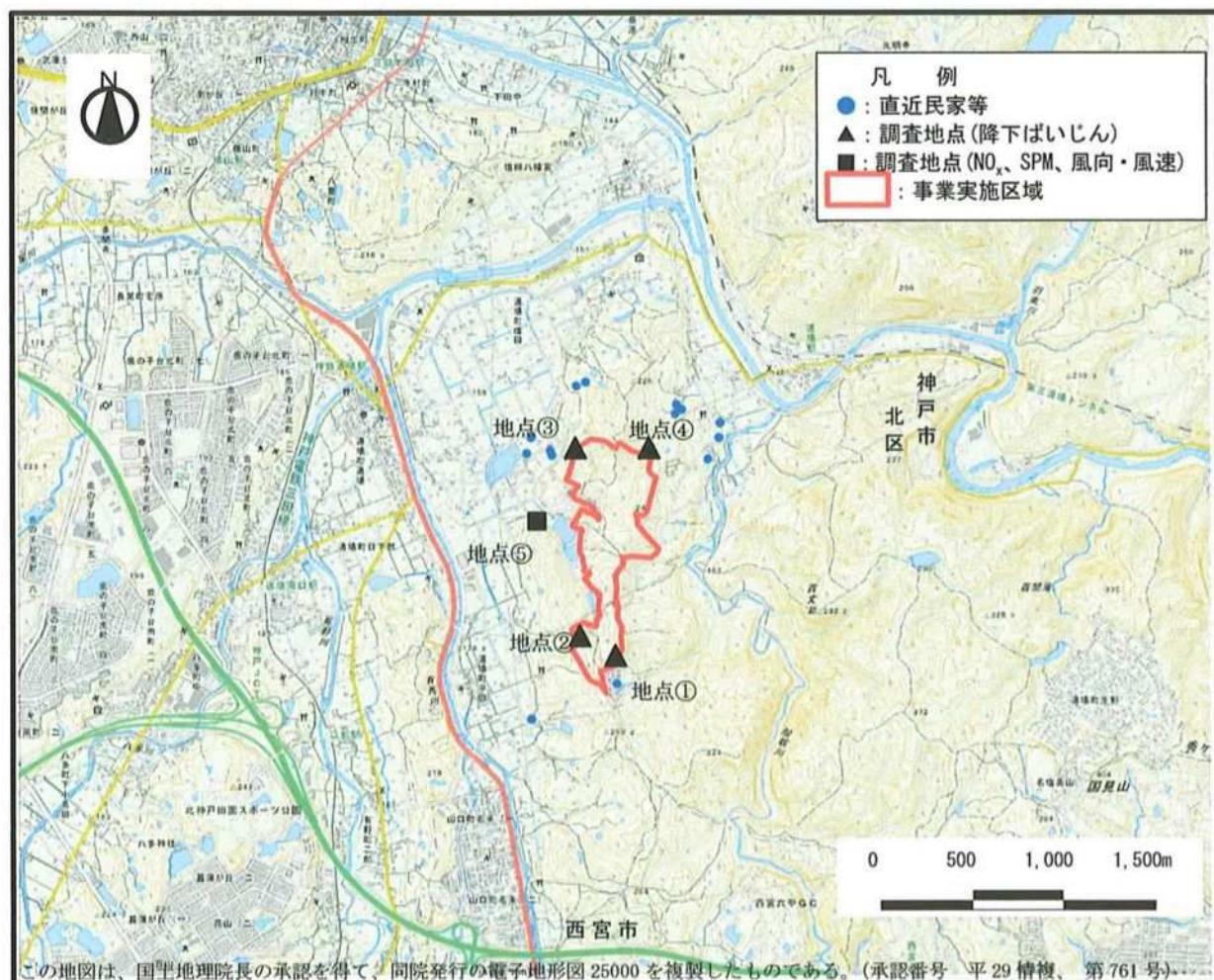


図3 調査地点(1)

### 3.1.2 施設調査

#### (1) 調査項目

建設作業機械の稼働状況、工事用車両の交通量、環境保全措置の実施状況

#### (2) 調査方法

調査時期	環境調査と同日
調査場所	工事実施区域
調査方法	建設作業機械の稼働状況：工事実施状況に関する資料により稼働状況を確認する。 工事用車両の交通量：工事用車両交通量の現地調査を行う。 環境保全措置の実施状況：現地調査により実施状況を確認する。

### 3.1.3 事後調査結果の検討方法

- ・事後調査結果と予測結果との比較
- ・風向・風速調査結果と予測において設定した風向・風速出現頻度との比較
- ・実際の大気汚染物質発生源(建設作業機械)の諸元・稼働状況等と予測において設定した大気汚染物質発生源の諸元・稼働状況等の比較

### 3.2 騒音

#### 3.2.1 環境調査

##### (1) 調査項目

建設作業騒音、道路交通騒音

##### (2) 調査方法

調査項目	建設作業騒音	道路交通騒音
調査時期	建設作業騒音が最大となる時点 (1回/工事期間)	工事用車両の交通量が最大となる時点 (1回/工事期間)
調査場所	図4に示す4地点	図4に示す1地点
調査方法	JIS Z 8731に準拠	JIS Z 8731に準拠

#### 3.2.2 施設調査

##### (1) 調査項目

建設作業機械の稼働状況、工事用車両の交通量、環境保全措置の実施状況

##### (2) 調査方法

調査時期	環境調査と同日
調査場所	工事実施区域
調査方法	建設作業機械の稼働状況：工事実施状況に関する資料により稼働状況を確認する。 工事用車両の交通量：工事用車両交通量の現地調査を行う。 環境保全措置の実施状況：現地調査により実施状況を確認する。

#### 3.2.3 事後調査結果の検討方法

- ・事後調査結果と予測結果との比較
- ・交通量調査結果と予測において設定した交通量との比較
- ・実際の騒音源(建設作業機械)の諸元・稼働状況等と予測において設定した騒音源の諸元・稼働状況等の比較



図 4 調査地点(2)

### 3.3 振動

#### 3.3.1 環境調査

##### (1) 調査項目

建設作業振動、道路交通振動

##### (2) 調査方法

調査項目	建設作業振動	道路交通振動
調査時期	建設作業騒音が最大となる時点 (1回/工事期間)	工事用車両の交通量が最大となる時点 (1回/工事期間)
調査場所	図4に示す4地点	図4に示す1地点
調査方法	JIS Z 8735に準拠	JIS Z 8735に準拠

#### 3.3.2 施設調査

##### (1) 調査項目

建設作業機械の稼働状況、工事用車両の交通量、環境保全措置の実施状況

##### (2) 調査方法

調査時期	環境調査と同日
調査場所	工事実施区域
調査方法	建設作業機械の稼働状況：工事実施状況に関する資料により稼働状況を確認する。 工事用車両の交通量：工事用車両交通量の現地調査を行う。 環境保全措置の実施状況：現地調査により実施状況を確認する。

#### 3.3.3 事後調査結果の検討方法

- ・環境調査結果と予測結果との比較
- ・交通量調査結果と予測において設定した交通量との比較
- ・実際の振動源(建設作業機械)の諸元・稼働状況等と予測において設定した振動源の諸元・稼働状況等の比較

### 3.4 水質

#### 3.4.1 環境調査

##### (1) 調査項目

水の濁り、pH

##### (2) 調査方法

調査時期	沈砂池設置後 1回/3ヶ月
調査場所	沈砂池放流口
調査方法	浮遊物質量(SS)、pH の調査を行う。

#### 3.4.2 施設調査

##### (1) 調査項目

環境保全措置の実施状況

##### (2) 調査方法

調査時期	環境調査と同日
調査場所	工事実施区域
調査方法	環境保全措置の実施状況：現地調査により実施状況を確認する。

#### 3.4.3 事後調査結果の検討方法

- ・事後調査結果と事前調査結果及び環境保全の目標との比較

### 3.5 地盤

#### 3.5.1 環境調査

##### (1) 調査項目

地盤の安定性

##### (2) 調査方法

調査時期	工事最盛期(1回/工事期間)
調査場所	工事実施区域及びその周辺
調査方法	地盤の安定性について現地で目視確認

#### 3.5.2 施設調査

##### (1) 調査項目

環境保全措置の実施状況

## (2) 調査方法

調査時期	環境調査と同日
調査場所	工事実施区域
調査方法	環境保全措置の実施状況：現地調査により実施状況を確認する。

### 3.5.3 事後調査結果の検討方法

- ・事後調査結果と環境保全の目標との比較

## 3.6 植物・動物

### 3.6.1 環境調査

#### (1) 調査項目

植生・植物相、動物相

#### (2) 調査方法

調査時期	対象となる動物・植物の適切な時期
調査場所	事業計画地及びその周辺
調査方法	貴重種等の保存(保全)状況について観察

### 3.6.2 施設調査

#### (1) 調査項目

環境保全措置の実施状況

#### (2) 調査方法

調査時期	環境調査と同日
調査場所	工事実施区域
調査方法	環境保全措置の実施状況：現地調査により実施状況を確認する。

### 3.6.3 事後調査結果の検討方法

- ・事後調査結果と環境保全の目標との比較

## 3.7 廃棄物

### 3.7.1 施設調査

#### (1) 調査項目

工事に伴う廃棄物の発生量及び処理の状況、環境保全措置の実施状況

## (2) 調査方法

調査時期	一
調査場所	工事実施区域
調査方法	工事に伴う廃棄物の発生量及び処理の状況：廃棄物に関する資料により確認する。 環境保全措置の実施状況：現地調査により実施状況を確認する。

### 3.7.2 事後調査結果の検討方法

- ・事後調査結果と環境保全の目標との比較

## 第4章 存在・供用後の事後調査計画の内容

存在・供用後の事後調査計画の概要は表6に示すとおりである。

供用後の事後調査実施期間について、水質、植物、動物の項目は供用から3年間、毎年実施する。地盤、景観、地球温暖化、その他の項目は供用後に1回実施する。

表6 存在・供用後の事後調査計画の概要

環境要素	環境調査		施設調査
	調査項目	調査時期・頻度	
水質	水の濁り、pH	供用後3年間(1回/3ヶ月)	・環境保全措置の実施状況
地盤	地盤の安定性	供用後(1回)	・環境保全措置の実施状況
植物	植物・植物相	供用後3年間(1回/年)	・環境保全措置の実施状況
動物	動物相	供用後3年間(1回/年)	・環境保全措置の実施状況
景観	景観構成要素 可視特性	供用後(1回)	・施設の設置状況 ・環境保全措置の実施状況
地球温暖化	温室効果ガス(CO <sub>2</sub> )	供用後(1回)	・施設の稼働状況 ・環境保全措置の実施状況
その他	パネルによる気象変化	供用後(1回)	—

#### 4.1 水質

##### 4.1.1 環境調査

###### (1) 調査項目

水の濁り、pH

###### (2) 調査方法

調査時期	供用後3年間(1回/3ヶ月)
調査場所	調整池放流口
調査方法	浮遊物質量(SS)、pHの調査を行う。

##### 4.1.2 施設調査

###### (1) 調査項目

環境保全措置の実施状況

###### (2) 調査方法

調査時期	供用後3年間(1回/年)
調査場所	事業実施区域
調査方法	環境保全措置の実施状況：現地調査により実施状況を確認する。

##### 4.1.3 事後調査結果の検討方法

- ・事後調査結果と事前調査結果及び環境保全の目標との比較

#### 4.2 地盤

##### 4.2.1 環境調査

###### (1) 調査項目

地盤の安定性

###### (2) 調査方法

調査時期	供用後(1回)
調査場所	事業実施区域
調査方法	地盤の安定性について現地で目視確認

##### 4.2.2 施設調査

###### (1) 調査項目

環境保全措置の実施状況

## (2) 調査方法

調査時期	供用後(1回)
調査場所	事業実施区域
調査方法	環境保全措置の実施状況：現地調査により実施状況を確認する。

### 4.2.3 事後調査結果の検討方法

- ・事後調査結果と環境保全の目標との比較

## 4.3 植物・動物

### 4.3.1 環境調査

#### (1) 調査項目

植生・植物相、動物相

#### (2) 調査方法

調査時期	供用後3年間(1回/年)
調査場所	事業実施区域
調査方法	貴重種等の保存(保全)状況について観察

### 4.3.2 施設調査

#### (1) 調査項目

環境保全措置の実施状況

#### (2) 調査方法

調査時期	供用後3年間(1回/年)
調査場所	事業実施区域
調査方法	環境保全措置の実施状況：現地調査により実施状況を確認する。

### 4.3.3 事後調査結果の検討方法

- ・事後調査結果と環境保全の目標との比較

## 4.4 景観

### 4.4.1 環境調査

#### (1) 調査項目

景観構成要素、可視特性

(2) 調査方法

調査時期	供用後(1回)
調査場所	図 5 に示す 9 地点
調査方法	写真撮影

4.4.2 施設調査

(1) 調査項目

施設の設置状況、環境保全措置の実施状況

(2) 調査方法

調査時期	環境調査と同日
調査場所	事業実施区域
調査方法	施設の設置状況：現地調査により設置状況を確認する。 環境保全措置の実施状況：現地調査により実施状況を確認する。

4.4.3 事後調査結果の検討方法

- ・事後調査結果と現況調査結果、予測結果(フォトモニタージュ)及び環境保全の目標との比較



図 5 調査地点(3)

## 4.5 地球温暖化

### 4.5.1 環境調査

#### (1) 調査項目

温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)

#### (2) 調査方法

調査時期	供用後(1回)
調査場所	事業実施区域
調査方法	太陽光発電による発電量を調査する。

### 4.5.1 施設調査

#### (1) 調査項目

施設の稼働状況、環境保全措置の実施状況

#### (2) 調査方法

調査時期	供用後(1回)
調査場所	事業実施区域
調査方法	施設の稼働状況：資料により稼働状況を確認する。 環境保全措置の実施状況：現地調査により実施状況を確認する。

### 4.5.2 事後調査結果の検討方法

- ・事後調査結果と予測結果及び環境保全の目標との比較

## 4.6 その他

### 4.6.1 環境調査

#### (1) 調査項目

パネルによる気象変化

#### (2) 調査方法

調査時期	供用後(夏季に1回)
調査場所	事業実施区域
調査方法	アスマン通風湿度計による5地点の気温測定 ・パネル周辺2地点(風下側・風上側) ・パネル設置位置1地点 ・事業実施区域の敷地境界2地点(風下側・風上側))

### 4.6.2 事後調査結果の検討方法

- ・事後調査結果と環境保全の目標との比較

## 第 5 章 事後調査実施体制

### 5.1 事後調査の担当部署

担当部署：熊本鉄構株式会社 資産管理部

責任者：西中 竜一

連絡先：090-8934-1588

### 5.2 調査実施者

受託者の名称：一般財団法人関西環境管理技術センター

代表者の氏名：理事長 小林 啓

事務所の所在地：〒550-0021 大阪府大阪市西区川口2-9-10

## 第 6 章 事後調査報告書の提出時期

事後調査報告書は、工事中と供用後で区分し、調査実施年度ごとに作成することとし、工事中・供用後とも、年度内の最後の調査完了後概ね3ヶ月以内に提出する。

## 第 7 章 その他

### 7.1 事業実施により環境に著しい影響が認められた場合の対応方針

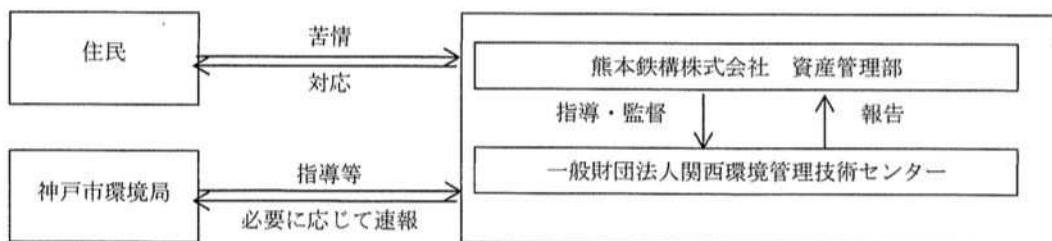
事後調査の結果、事業の実施に伴う環境への著しい影響が認められた場合は、速やかに以下の措置を講ずるとともに、事業の実施内容の見直しを含め、適切に対処することとする。

- ・影響の要因と思われる行為を直ちに停止する。
- ・神戸市環境局や関係部局へ速やかに連絡をする。

### 7.2 周辺住民からの苦情又は要望に対する処理体制及び措置方針

本事業への周辺住民からの苦情又は要望については、以下の処理体制を確立することにより、迅速かつ適切に処理するものとする。

苦情は、事後調査報告書に記載するとともに、必要なものは市(環境局)に速報するものとする。



### 7.3 その他

環境保全の観点から不測の事態が生じた場合は、市(環境局)と協議の上、適切な環境保全措置を検討・実施する。

また、事後調査の実施に当たり、「事後調査計画書」の内容に大幅な変更が生じる場合は、神戸市環境局と事前に協議する。